

## ◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に関係する問題ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「高御堂小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

## いじめの防止等に関する具体的な取組について

### <未然防止の取組>

- ・ 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- ・ 児童会、委員会、学級活動においても、温かい学校づくりについての話し合いや、いじめ防止に向けた取組を推進し、いじめを許さない雰囲気づくりに努めます。

### <早期発見の取組>

- ・ いじめアンケート及び教育相談を、全校一斉に定期的（年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境の充実に努めます。また、スクールカウンセラーとの連携を図ります。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### <いじめに対する措置>

- ・ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。情報を共有し、事実関係を確認のうえ、組織的に対応方針を決定します。
- ・ 被害児童、いじめを知らせてきた児童を守り通すという姿勢（安全確保を最優先）で対応します。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ・ ネット上のいじめへの対応については必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

### <重大事態への対応>

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応します。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

### <学校の取組に対する検証・見直し>

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめ防止に関する取組の検証を行い、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。